

「保証業務等実施報告書」の記載例

- ・日本公認会計士協会にご提出いただく「保証業務等実施報告書」の記載方法を示したものです。
- ・記載の文章は一例ですので、適宜変更の上、作成・提出をお願いいたします。
- ・郵送でのご提出・各種お問合せは、p.6に記載の宛先までお願いいたします。
- ・電子提出システムによる場合の注意事項には、「☞」を記してあります。
- ・対象業務について
「保証業務等実施報告書」には「法定監査関係書類等提出細則」の「別表3」(p.5～6参照)に掲げる業務を記載してください。該当する業務が複数ある場合は、全て記載してください。なお、「別表3」に掲げる業務については、監査契約締結報告書の提出は必要ありません。
※ 同細則の「別表1」に掲げる業務については、従来どおり「監査実施報告書」をご提出ください。
- ・対象期間・提出期日について
「保証業務等実施報告書」1通を8月末日までにご提出ください。提出の対象となる期間は以下のとおりです。

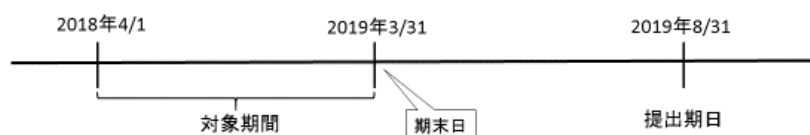
1. 対象となる事業年度がある保証業務等：4月1日から翌年3月31日までの期間内に終了する事業年度に係る保証業務等

事業年度の終了日(期末日)	提出期限
2018年3月31日以前	対象外
2018年4月1日～2019年3月31日	2019年8月末
2019年4月1日～2020年3月31日	2020年8月末

2. 対象となる事業年度がない保証業務等：上記1に該当せず、8月1日から翌年7月31日までの期間内に監査報告書、保証報告書又は実施結果報告書が出された保証業務等

報告書日付	提出期限
2018年7月31日以前	対象外
2018年8月1日～2019年7月31日	2019年8月末
2019年8月1日～2020年7月31日	2020年8月末

1. 対象期間内に終了する事業年度に係る保証業務等(例:別表3の1の監査を行った場合)



2. 対象期間内に報告書が出された保証業務等(例:別表3の17の保証業務を行った場合)



※第25項の業務(保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)別紙様式第7号等に基づく経済価値ベースのバランスシートに関する監査)の監査報告を2026年7月末日までに行った場合の保証業務等実施報告書の提出期限は、制度導入初年度のみ2026年12月31日となります。

保証業務等実施報告書

××××年××月××日提出

日本公認会計士協会会長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称 (*1~3)
公認会計士日本太郎事務所
日本 太郎

登録番号又は監査法人番号 (*4)
×××××

事務所又は監査法人の所在地 (*5)
東京都〇〇区〇〇〇〇
×丁目×番×号〇〇ビル××階

電話番号 (*6)
××-××××-××××

- *1 事務所名は、略称を使用せず、協会に登録している正式名称を記載してください。
- *2 ☞漢字の記載において独自に作成された外字は使用せず、常用漢字で入力してください。
- *3 氏名の記載について
- 【個人事務所の場合】
- ☞事務所名と氏名の間、姓と名の間、それぞれ全角スペースを入れてください。
- 【共同監査の場合】
- 代表者1人の氏名を記載してください。(以下の項目についても同様)
- 【監査法人の場合】
- 監査法人名のみ記載してください。地区事務所等の従たる事務所名は、次項目欄の「事務所又は監査法人の所在地」に記載してください。
- *4 登録番号又は監査法人番号について
- ☞半角で入力してください。
- 【個人事務所の場合】
- ☞登録番号を半角で入力してください。
- ※3から始まる7桁の研修登録番号の下5桁が登録番号です。
- 【監査法人の場合】

会員番号(3桁)+00000(ゼロ5つ)を記載してください。

* 5 【監査法人の場合】

〈本部の場合〉本部の所在地のみ記載してください。

〈地区事務所の場合〉☞地区事務所の正式名称と所在地の間に全角スペースを入れてください。

(例) 大分事務所 大分県大分市 XXX

* 6 ☞数字と「-」(ハイフン)を半角で入力してください。

業務名称 (番号)	会社名(*7)	報告書日付	監査責任者又は 業務執行責任者 の氏名(*8)	業務時間 (*9)	業務報酬 (千円) (*10~11)	備考 (*12)
別表3で定める「監査」の場合						
1	株式会社〇〇	××××年××月××日	□□ □□ △△ △△	56.5	600	無限定
別表3で定める「保証業務」の場合						
17	△△株式会社	××××年××月××日	□□ □□ △△ △△	45.0	640	無限定
別表3で定める「合意された手続業務」の場合						
23	□□□株式会社	××××年××月××日	〇〇 〇〇 □□ □□	37.5	450	-
		年 月 日				
<p>*7 登記上の正式名称を記載してください。 ☞不要なスペースは入力しないでください。</p> <p>*8 資格名等を入力せず、氏名のみ入力してください。 ☞全角で入力し、姓と名の上に全角スペースを入れてください。 (例) ○ 日本 太郎 × 公認会計士 日本太郎</p> <p>*9 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載してください。</p> <p>*10 金額の単位は「千円」です。 千円未満は四捨五入して記載してください。</p> <p>*11 消費税抜きの金額としてください。 ☞半角で入力してください。</p> <p>*12 監査の場合には意見の種類(無限定、限定、否定、不表明)を、保証業務の場合は結論の種類(無限定、限定、否定、不表明)を記載してください。 合意された手続業務の場合は「-」(ハイフン)を記載してください。</p>						
		年 月 日				

(記載上の注意)

- 1 業務名称欄には別表3の番号を記載すること。
- 2 備考欄には、意見・結論の種類を記載すること。

(別表 3)

1	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号）に基づく部門別収支計算書の監査
2	電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第 2 号）に基づく送配電部門収支計算書等の監査
3	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 21 号）に基づく部門別収支計算書の監査
4	ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）に基づく託送収支計算書の監査
5	電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）附則に基づく指定電気通信役務損益明細表又は移動電気通信役務損益明細表の監査
6	第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）に基づく第一種接続会計財務諸表の監査
7	第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）に基づく第二種接続会計財務諸表の監査
8	産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）に基づく事業再編計画又は特別事業再編計画の実施状況の報告に関する監査
9	農業競争力強化支援法施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省令第 1 号）に基づく事業再編計画の実施状況の報告に関する監査
10	P T A ・青少年教育団体共済法（平成 22 年法律第 42 号）に基づく P T A ・青少年教育共済団体の監査
11	欠番
12	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 10 号）に基づく特定住宅瑕疵担保責任保険法人の監査
13	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成 22 年経済産業省令第 48 号）に基づく需要開拓支援法人の監査
14	厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」及び「職業紹介事業の業務運営要領」に基づく労働者派遣事業等の許可審査等に関する監査
15	日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）に基づく日本郵便株式会社の業務区分別収支の監査
16	不動産特定共同事業法施行規則（平成 7 年大蔵省・建設省令第 2 号）に基づく不動産特定共同事業会社の監査

17	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する保証業務
18	資金決済に関する法律第 63 条の 11 に基づく暗号資産交換業者における利用者財産の分別管理に関する合意された手続業務
19	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 21 号）に基づく部門別収支計算書に関する合意された手続業務
20	ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）に基づく託送収支計算書に関する合意された手続業務
21	産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）に基づく事業再編計画又は特別事業再編計画の認定申請に関する合意された手続業務
22	農業競争力強化支援法施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省令第 1 号）に基づく事業再編計画等の認定申請に関する合意された手続業務
23	厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」及び「職業紹介事業の業務運営要領」に基づく労働者派遣事業等の許可審査等に関する合意された手続業務
24	確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）及び確定給付企業年金法施行規則第 117 条第 4 項第 3 号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和 2 年厚生労働省告示第 335 号）に基づく合意された手続業務
25	保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）別紙様式第 7 号等に基づく経済価値ベースのバランスシートに関する監査
26	資金決済に関する法律第 62 条の 14 に基づく電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に関する合意された手続業務

「保証業務等実施報告書」の提出先及びお問合せ先

〒102-8264 東京都千代田区九段南 4-4-1 公認会計士会館

日本公認会計士協会 自主規制本部 リスクモニタリンググループ

Email : riskmgmt@sec.jicpa.or.jp

TEL:03-3515-2181（平日 9:00~12:00、13:00~17:00）